

し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料について

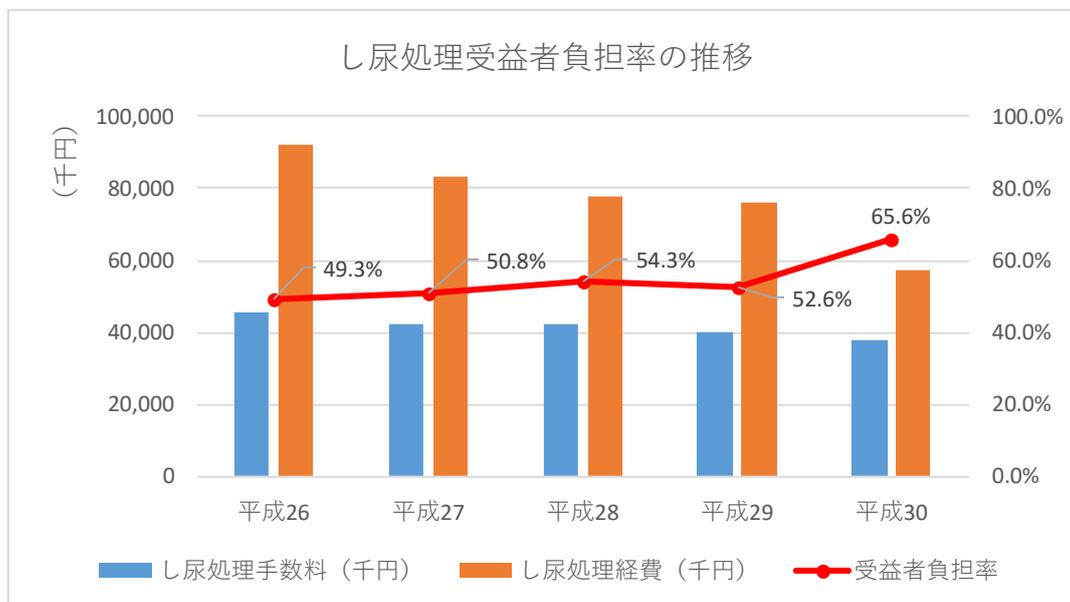
(1) し尿処理手数料

し尿処理手数料は、平成 3 年 11 月の改定から 18ℓあたり 220 円です。この改定は、受益者の負担率を 20%程度に設定したものでした。

平成 26 年度から平成 29 年度までの受益者負担率は、概ね 50%で推移していましたが、平成 30 年度は MICS 事業の開始による効率化により、65.6%まで上昇しました。MICS 事業は、下水処理場を有効活用してし尿・浄化槽汚泥を共同処理するものです。

し尿収集量は、水洗化の進展により年々減少しており、5年で 18.4%減少しました。今後もこの傾向が続くものと予測しています。

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
し尿収集量 (kℓ)	3,689	3,492	3,392	3,225	3,011
し尿処理手数料 (千円)	45,556	42,288	42,203	40,054	37,668
し尿処理経費 (千円)	92,464	83,317	77,747	76,086	57,428
受益者負担率	49.3%	50.8%	54.3%	52.6%	65.6%



■東濃 5 市のし尿処理手数料

	瑞浪市	多治見市	土岐市	恵那市	中津川市
手数料	220円/18ℓ	660円×世帯人数 300円/18ℓ	200円/18ℓ	224円/18ℓ	214円/18ℓ

※多治見市の上段は月1回収集する一般家庭の標準的な例で、下段は簡易水洗トイレや事業所などの多量排出に適用される。

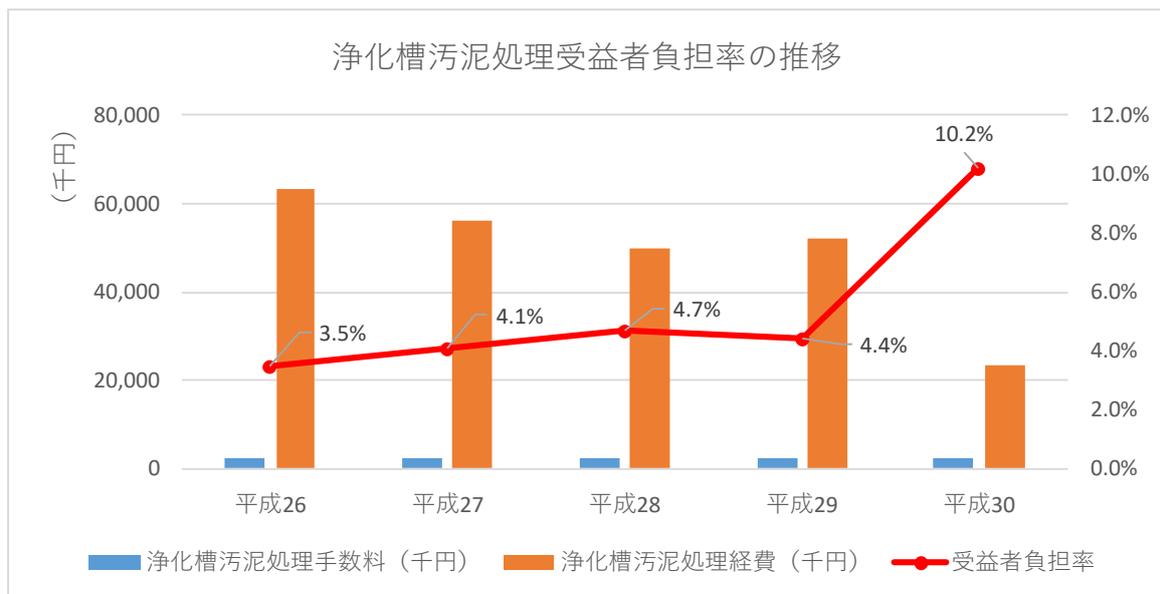
(2) 浄化槽汚泥処理手数料

浄化槽汚泥処理手数料は、浄化槽使用者が直接納付するものではなく、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者へ処理施設への搬入量に基づき賦課する手数料です。昭和 60 年 4 月から 180 あたり 5 円となっています。

平成 26 年度から平成 29 年度までの受益者負担率は、概ね 4% で推移していましたが、平成 30 年度はし尿同様 MICS 事業の効果で 10.2% に上昇しました。

浄化槽汚泥処理量は、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進み、5 年で 6.3% 増加しました。今後もこの傾向が続くものと予測しています。

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
浄化槽汚泥処理量 (kℓ)	8,081	8,252	8,474	8,225	8,591
浄化槽汚泥処理手数料 (千円)	2,245	2,292	2,354	2,285	2,382
浄化槽汚泥処理経費 (千円)	63,241	56,073	49,938	51,937	23,446
受益者負担率	3.5%	4.1%	4.7%	4.4%	10.2%



■東濃 5 市の浄化槽汚泥処理手数料

	瑞浪市	多治見市	土岐市	恵那市	中津川市
手数料	5円/18ℓ	80円/180ℓ	無料	無料	無料